

(公 印 省 略)
令和5年10月25日

川西市議会議長
西 山 博 大 様

特別会計決算審査特別委員長
大 矢 根 秀 明

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

特別会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和5年10月6日)

1. 認定第5号 令和4年度川西市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和4年度決算の概要

歳入決算額 149億9573万1215円

歳出決算額 148億3050万2819円

歳入歳出差引残額 1億6522万8396円

実質収支額 1億6522万8396円

(基金積立額と翌年度精算額等を考慮した場合)

1億864万2720円)

質疑の概要

(1) 歳入

問 国民健康保険税の不納欠損額として6823万7993円を計上している点について、その内訳を伺いたい。また、保険税の滞納が生じた場合における対応状況について伺いたい。

答 不納欠損額の内訳としては、約4300万円が執行停止後3年が経過し時効を迎えたもので、約2500万円が滞納処分及び執行停止ができず5年を経過し時効となったものである。また、保険税の滞納が生じた場合には、滞納期間に応じて短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付することとなるが、資格証明書の場合には受診時の医療費が全額自己負担となり、後日、市に対し保険給付分を請求する機会を捉え、本人の了解を得て給付金を未納保険税に充当するなどの取り組みを行なっている。

問 収入済額が30億1824万8384円となった国民健康保険税に関連して、請求資料によると、クレジットカード・コンビニ収納・スマホ決済といった多様な納付方法を設けているが、各納付方法ごとの利用割合について伺いたい。また、この点に関する市の分析を伺いたい。

答 納付方法別の収入額に対する割合について、口座振替が55.5%、コンビニ収納14.8%、スマホ決済が2.1%、クレジットカードが0.4%、特別徴収が11.7%、窓口払いが15.5%となっている。なお、窓口払いについては、銀行窓口での納付が多くを占めているが、近年、窓口での公金収納を行わない銀行が増えていることから、その他の納付方法の利用が増えている状況と分析している。

問 成果報告書によると、団塊の世代に当たる被保険者の後期高齢者医療制度への移行や、令和4年10月からの社会保険適用拡大などにより、被保険者数が対前年度4.9%減の2万8325人となっている点について、その人数、世帯数の動向など詳細を伺いたい。

また、請求資料の税額別滞納状況で1世帯あたりの課税額が5万円以上10万円未満の層で未納額が大きく、納付率が低くなっている要因について市の見解を伺いたい。

答 被保険者数の増減の詳細としては、後期高齢者医療制度への移行による減少が2317人で、国民健康保険と社会保険の間での加入、脱退の差し引きでは506人の増となっており、国民健康保険から社会保険に移行した人は3232人であり、世帯数に関しては被保険者数の減少に比べて減少幅が小さい状況である。

答 課税額が5万円以上10万円未満の層で未納額が大きく、納付率が低くなっている要因については、この世帯が負担軽減のボーダーラインにあたることから、所得が少なく納付が厳しい状況であると分析している。

問 短期被保険者証及び資格証明書の発行世帯数について、請求資料によると、令和4年6月と比較して同年12月の発行世帯数が増加しているが、その要因を伺いたい。また、資格証明書交付世帯のうち、高齢者世帯数及び子がいる世帯数の内訳を伺いたい。

答 令和4年12月においては通常の被保険者証の更新時期であり、短期被保険者証及び資格証明書交付世帯の対象世帯を再抽出する時期でもあることから増加している状況である。また、資格証明書交付世帯の内訳について、65歳以上の高齢者世帯については2世帯2名であり、子がいる世帯には資格証明書を交付していない状況である。

問 県補助金の保険給付費等交付金において、保険者努力支援分として6611万8000円を収入している点について、当該制度は評価指標に対する獲得点数に応じ交付金額が決定する仕組みであると認識しているが、令和4年度の決算額に対する市の評価及び今後の取り組み方針を伺いたい。

答 4年度における保険者努力支援分に対する交付額が3年度決算額6245万1000円に比べ増額となった要因については、がん検診受診率及び保険税収納率が向上したことに加え、4年度の新規評価指標として、フレイル予備軍に対する文書送付やマイナンバーカードの取得促進を啓発する取り組みが評価されたものと分析している。

一方で、特定健診等の受診率や事務処理標準システム導入などに関する項目では得点できておらず、引き続き、受診率向上や当該システムの導入に向けて取り組んでいる状況である。この点について、市としては、交付金をより多く獲得できるよう、毎年変わる評価指標の動向に注視しながら取り組んでいく考えである。

問 一般会計繰入金について、平成29年度普通調整交付金申請誤りに係る補填措置として、職員の一時金支給率一部凍結などによる人件費抑制で確保した922万3000円を本会計へ繰り入れている点に関して、成果報告書において令和5年度末までに全額補填すると記載があるが、現時点の見込みを伺いたい。また、今後、同様の事案が発生した場合における市の対応等についてもあわせて伺いたい。

答 申請誤りにより交付を受けることができなかった5834万2000円について、4年度末時点で合計5033万円を繰り入れており、残る801万2000円を5年度に繰り入れる予定である。また、当該繰り入れについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保険者努力支援制度の活用による財源確保が困難であったことから、その全額を職員人件費抑制により確保したものである。

答 今回の補填措置については、その補填に多額の財源を要したことから、国民健康保険加入者に負担をかけないという判断をしたもので、今後ミスが発生した際に全てを人件費で負担するという考えではない。

答 現在、この事案を契機として全庁的に内部統制の仕組みの構築を進めているところであり、ミスが発生した際にはその内容と改善策を庁内で共有し公表するなど、同様のミスが発生することを未然に防ぐ取り組みが浸透してきていることから、一定の成果が上がっているものと認識している。

問 基金繰入金に関して、成果報告書によると、「兵庫県では令和9年度に保険税水準が統一されることとなり、統一後は現在、市が保有している基金を活用する機会がなくなることから、本市では令和5年度から8年度まで基金を活用して保険税率を引下げるとともに賦課限度額を据え置き、被保険者の負担軽減を図ることとした」と記されている点について、基金残高が減少しても不測の事態により市民生活や保険税等に大きな影響が生じる恐れはないかといった点を勘案した上での判断であるか伺いたい。

答 県において保険税水準を統一した後は、基金を活用した保険税率の引き下げは実施できず、その用途が限定的になることに加え、制度運営に係る費用は県全体で相互扶助することとなるため、不測の事態においても市単独で新たに費用を負担することはない状況となることから、こうした決断に至ったものである。

問 諸収入、雑入において770万370円を収入している第三者納付金について、当初予算額2121万6000円と大幅な乖離がある点に関する市の分析を伺いたい。

答 第三者納付金の納付件数は47件でその全てが交通事故によるものであるが、予算については、過去3年間の実績のうち最高額を計上していることから、結果的に決算額と大幅な差異が生じたものである。

問 同じく雑入において、返納金の収入未済額が497万3024円となった点について、その主な要因は被保険者資格喪失後の受診によるものと考えているが、市の分析を伺いたい。また、収納率向上に向けた取り組みとして、保険者間で直接医療費の調整をする保険者間調整の活用状況を伺いたい。

答 返納金については、被保険者資格喪失後の受診によるものであるが、現状として、社会保険の扶養が遡及して外れることによる事例も多数あったものと認識している。また、保険者間調整については従来から行っているものの、その手続きには本人の同意書を要することから、同意書を提出いただけない場合には本人に返納金を請求している状況である。

(2) 歳出

問 徴収対策事業において、請求資料に記されている差し押さえの状況に関して、これらが国税徴収法に定められている超過差し押さへの禁止に抵触するものでないことを精査した上で執行されたものか伺いたい。また、預貯金や給与、年金等の差し押さえは生活の逼迫に直結することがあると認識しているが、滞納者の家計状況等を把握した上で判断しているものか伺いたい。

答 超過差し押さえについては、不動産の処分予定価格と滞納税額に差異が生じることはあるものの、滞納者が不動産以外の財産を有しないと判断した場合には差し押さえを執行しており、これが超過差し押さえにあたるとは考えていない。

また、預貯金の差し押さえについては、生活の逼迫に直結するようなものは行なっておらず、入出金が見受けられない口座を差し押さえることによって市の滞納に対する姿勢を示し、滞納者の納税への意識改善に努めている状況である。

なお、給与及び年金については、差し押さえ可能な金額を逸脱しない範囲で差し押さえを執行しているところである。

問 同事業において、成果報告書によると、阪神間の現年調定額に対する現年・滞年収納額合計の割合と現年収納率がグラフとして記載されている点に関して、収納業務の本市の取り組みについて、他市との比較を含めた市の分析を伺いたい。

答 本市においては、税負担の公平性の観点から滞納繰越分を安易に不納欠損とすることはしておらず、滞納者の資力に応じつつその徴収に努めていることから、現年課税分の収納率は他市より低い傾向にあると認識している。一方、この10年間で収納率は約10ポイント向上するなど、地道な努力に対し一定の成果があったものと認識しており、引き続き、収納率の向上に努めていきたいと考えている。

問 一般被保険者療養給付費が令和4年度決算で6億5196万8413円の不用額とな

った点について、3月補正予算で7億円を追加補正したにもかかわらず、このような不用額が発生した経緯を踏まえた、市の見解を伺いたい。

答 一般被保険者療養給付費については、病院への給付費の支払いが滞らないようにとの県の要請を受け、補正予算の額を見積もっているもので、結果として多額の不用額となったが、今後も同様の取り扱いになるものと考えている。

問 特定保健指導について、請求資料によると、平成20年度からの改善率において、他の年齢層と比較して50歳から54歳の改善率が大幅なマイナスとなっている点について、その要因を伺いたい。

答 平成20年度における50歳から54歳の女性の特定保健指導該当率が6.2%であり、他の年齢層と比較して低い数値であったことから、結果として今回の改善率が低くなったものと分析している。

問 特定健康診査・特定保健指導事業について、成果報告書において、受診者数等の数値目標等が記載されている点に関し、本事業の目的が生活習慣の改善であることを踏まえると受診者等が次年度に対象とならないことが重要と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 保健指導を受けた被保険者が次年度にその対象とならなかった割合は1.3%と把握しており、指導の手法について、従来から面談の中で設定した目標に対し支援をしているものであるが、その見直しについて、次期計画に合わせ検討していく考えである。

問 保健事業において、糖尿病性腎症重症化・脂質異常症重症化予防の取り組みとして537万8000円を支出している点について、第2期データヘルス計画の中間評価によると、糖尿病の未治療者及び治療中断者に対する受診勧奨に関する課題と今後の方向性として、これまでからの受診勧奨通知の送付や電話勧奨に加え、保健師等の訪問の実施など、よりきめ細やかな勧奨を行うことが示されている。そこで、この点に関する進捗状況を伺いたい。

答 未治療者や治療中断者に対する保健師の訪問について、令和3年度は新型コロナの影響により実施できず、4年度には事業者への委託により実施したもので、16名を訪問した結果、4名と接触をしており、その際に自覚症状や転院等について相談を受けている状況である。なお、訪問の際に会うことができなかった対象者には電話連絡を行っている状況である。

問 同事業のうち、特定健診未受診者への電話及び勧奨ハガキの送付費用等として264万7000円を執行している点について、勧奨による受診率の向上は、保険者努力支援

制度における得点獲得につながるものと認識している。そこで、獲得点数の高い他市町の取り組み状況の研究など、さらなる得点獲得に向けた市の取り組みを伺いたい。

答 本市においては、自治体規模別の上位3割にあたる受診率を達成して得点獲得の可能性が出ている状況で、同程度の規模の近隣自治体では特定健診の受診率においてその得点獲得には至っていない状況である。受診率向上に関しては、県が主導して県下自治体の取り組み内容を共有する取り組みを進めていることから、本市としても先進事例を参考にしながら検討していく考えである。

問 同事業において、健康チェックキット送付事業委託料として77万2000円を支出している点に関して、成果報告書によると127名の申し込みがあったと記載されているが、結果として未使用となった申込者はいたのか伺いたい。

答 令和5年3月末時点でのチェックキット提出者は127名のうち105名となっており、未提出者には提出を勧奨する案内文書を送付しているところである。

問 保健事業の医療費適正化事業において、ジェネリック医薬品普及啓発費用にかかる郵送料等として196万4000円を支出している点について、成果報告書によると、その利用率は対前年度比1ポイント増の74.7%であり一定の水準に達していることから、さらなる啓発には新たな方策を検討する必要があると考える。これについて、これまでから実施している被保険者への取り組みではなく、薬を処方する医者に対して取り組むことが効果的と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 ジェネリック医薬品の利用率が上昇しない要因として、ジェネリック医薬品の利用者が少ない医療の領域が存在することが挙げられ、特に小児科領域においては、医療費の無償化により費用面でジェネリックを使用するメリットが無いといった状況があると分析している。そのため、今後は被保険者全体に対し一様に啓発を行うのではなく、利用率が低い領域に対する働きかけの方策について検討していく必要があると考えている。

特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（賛成多数）

2. 認定第6号 令和4年度川西市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和4年度決算の概要

歳入決算額	36億 287万 325円
歳出決算額	35億 530万7276円
歳入歳出差引残額	9756万3049円
実質収支額	9756万3049円

(翌年度精算額を加味した実質収支額 0円)

質疑の概要

(1) 歳入

問 請求資料によると、令和4年度における普通徴収の滞納者数は182人となっているが、その内訳として障害者の人数を把握しているか伺いたい。また、令和4年8月における短期被保険者証発行状況122件に対し、5年2月の発行状況が81件と減少している要因を伺いたい。

答 滞納者のうち障害者の人数は把握していないが、5年3月末における本特別会計の対象人数2万9011名のうち、65歳から74歳の障害者は215名おり、そのうち1名に対し短期被保険者証を発行している状況である。また、短期被保険者証の発行件数の減少の要因については、被保険者証の更新を年1回8月に行っていることから、以降は新たに件数が増えることはなく減少のみとなることによるものである。

問 成果報告書によると、本会計の今後の方向性、見通しについて、「後期高齢者が必要としている医療サービスを受けることができる制度が安定的に維持できるよう、必要な事項については国や県に要望していく」と記載がある点について、具体的な要望の状況を伺いたい。

答 近年は料金改定等、さまざまな情勢が動いており、格別に要望をしている状況ではないが、要望がある場合には、運営主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合に行なうとともに、後期高齢者医療広域連合議会や全国市長会の場においても随時要望している状況である。

問 普通徴収保険料滞納繰越分が744万5657円の決算額となった点に関して、本特別会計の対象は高齢者であることから、その滞納処分については慎重に対応しているものと認識しているが、令和4年度における福祉部局との連携の状況について伺いたい。

答 窓口や電話対応の中で、生活が困窮し支援を要望される事例はあり、4年度では、国民健康保険及び後期高齢者医療制度を合わせて6名について福祉部局に案内したが、結果として制度利用に至った人数は0名となっている。

(2) 歳出

問 794万8566円の決算額となっている徴収事業に関し、請求資料によると、4年度の差し押さえの状況として合計で16件、101万4197円となっているが、差し押さえの際の滞納者への対応について伺いたい。

答 本会計の対象者は高齢者であることから、収入がふえる見込みがなかなか立たない状況であることを十分に理解し、資産を処分した場合などは支払いに充てるよう促すが、通常は配慮した上で丁寧に対応している状況である。

特記事項

請求資料あり（1. 対象人数について（75歳以上と障害者割合別に） ほか）

審査結果 原案認定（賛成多数）

3. 認定第7号 令和4年度川西市介護保険事業特別会計決算認定について

令和4年度決算の概要

歳入決算額	151億 585万9208円
歳出決算額	149億3945万4402円
歳入歳出差引残額	1億6640万4806円
実質収支額	1億6569万 106円

（翌年度精算額を加味した実質収支額 1億1761万9638円）

質疑の概要

(1) 歳入

問 介護保険料において収入未済額が1299万1479円となっている滞納繰越分に関し、請求資料において、令和4年度決算における滞納者数が515人と記されている点について、一定期間以上滞納となった場合には給付制限を受けることとなると認識しているが、当該年度における対応の詳細について伺いたい。

答 介護保険料を一定期間滞納すると給付制限措置を行なうこととなる点について、1年以上滞納した場合は、サービス利用時の支払い方法が償還払いとなり、また、2年以上滞納した場合には給付額が減額となる。4年度において、滞納により償還払いに変更となった被保険者はなかったが、給付制限の対象となる被保険者は17名おり、そのうち4名は何らかの介護サービスを受けている状況である。

なお、滞納者への納付折衝については、サービス利用の有無に関わらず保険料をしっかりと納付していただくよう説明するとともに、生活状況等が困難である場合には生活支援担当等と連携して対応している状況である。

問 国庫補助金において介護保険保険者努力支援交付金として3169万円が収入されて

いる点について、当該交付金は、自治体の財政的インセンティブとして、国が定める基準に基づく指標を用いて保険者のさまざまな取り組みに関する評価に応じて配分されるものと認識しているが、交付金獲得に向けた当該年度における市としての取り組み状況等について伺いたい。

答 当該交付金については、各保険者の得点に基づき国が予算を配分することから、必ずしも得点に比例して交付額が増加するものではないが、交付金の申請に当たっては、課内でプロジェクトチームを結成し、各事業における取り組み状況等を精査した上で、多くの得点を獲得できるよう取り組んでいるところである。

なお、当該交付金の充当先については、第1号保険料相当分に充当することとなり、本市においては、福祉と医療の総合情報サイト「かわにしサポートナビ」などの事業に充当しているところである。

問 成果報告書によると、令和4年度末における介護保険給付費準備基金残高は11億4317万3000円であり、近年その残高はおおむね10億円以上を維持している。そこで、当該基金残高に関する、今後の活用を含めた市の見解を伺いたい。

答 当該基金の取り崩しについては、毎年度、3月補正予算時点における歳入歳出予算の不足額を繰り入れる運用をしており、4年度においては1億4395万5000円を繰り入れている状況である。基金残高については、額に関する定めはないものの、結果として近年10億円程度を保有している状況であり、第9期介護保険事業計画以降については、今後、国から示される介護報酬改定なども踏まえ、必要なサービス量を推計して介護保険料を議論する中で、基金取り崩しの規模についても検討していきたいと考えている。

(2) 歳出

問 介護保険総務管理事業において実施した介護度改善インセンティブ事業については、事業における利点や課題を介護保険運営協議会等で議論されていると認識しているが、市としての総括的な評価を伺いたい。

答 当該事業について、評価指標であるバーセルインデックスを用いて280人を評価した結果、そのうち約80%にあたる226人が状態の改善または維持できたことから、高齢者の自立に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取り組みを評価し、市内の介護サービス提供水準の向上を図るといった事業目的に沿った取り組みが一定達成できたものと評価している。

なお、令和4年度においては15事業所の参加があり、事業者への報償の付与に加え、市長表彰も行っており、表彰された事業所からは、事業者及び利用者の双方に利点

があり、特に利用者にとってはモチベーションの向上につながることから、他の利用者にも広がるのではないかといった声をいただいている。

問 成果報告書によると、保険給付の状況について、看護小規模多機能型居宅介護の給付実績が対前年度比で44.6%の増、同様に、介護予防訪問リハビリテーションで44.0%の増、介護予防通所リハビリテーションで78.2%の増となっている点について、市の分析を伺いたい。

答 看護小規模多機能型居宅介護については、市内で現在運営しているのは令和2年3月に開設した1施設であり、その後徐々に登録者数が増加することに伴い、給付費も増加している状況である。また、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、3年度から新たにサービスの提供を開始した事業所があり、いずれも4年度においても給付費が増加している状況である。

問 介護予防・生活支援サービス事業において、フレイル改善短期集中プログラム業務委託料として27万9250円が支出されている点に関し、成果報告書によると、フレイル改善短期集中プログラムは利用者が少数であったことから、市民等への周知や通所型サービスC事業所の増加に向けた取り組みが必要といった旨が記されている点について、当該プログラムの対象者を踏まえ、事業の結果に対する市の分析を伺いたい。

答 当該プログラムは、要支援1・2に初めて認定された方を対象としており、市内7カ所の地域包括支援センターにおいて各4人程度、市内全体で30人の利用者を見込んでいたところ、通所型サービスを受けられる地域に偏りがあり、全ての地域包括支援センターでプログラムを実施できなかったことから、利用者が3人とどまったものと考えている。

問 同事業において、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型及び通所型サービス並びに介護予防ケアマネジメント等に係る費用として負担金、補助及び交付金で5億7160万2260円を支出している点に関し、介護サービスにおける質の向上につながる取り組み状況等について伺いたい。

答 介護保険サービスにおけるケアマネジャーの質の向上については、利用者に直結するものと考えており、講師を招いての専門分野に関する研修や事例検討に加え、虐待に関するものなどさまざまな研修を実施している。

答 市内のサービス事業所の質の向上については、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所などの市が指定権限を有する事業所に対しては、介護報酬算定に当たり留意すべき点などについて、毎年、集団指導を実施している状況である。

問 一般介護予防事業において、介護予防普及啓発事業委託料として426万8000円が支出されている点に関し、成果報告書によると、「いきいき元気倶楽部」において、開催回数及び延べ参加者数が対前年度比で約2倍となっている点について、令和3年度はリハビリテーション専門職を9回派遣したと聞き及んでいるが、4年度の派遣回数及び今後の派遣方針について伺いたい。

答 「いきいき元気倶楽部」では、リハビリテーション専門職との連携体制を構築してきており、4年度においても、リハビリ専門職を9回派遣しているが、複数回の派遣は困難な状況もあり、5年度においては、協議の上で市内7カ所の各地域包括支援センターで各2回ずつ、合計14回を上限として実施しているところである。

問 同事業で地域介護予防活動支援事業委託料として143万2000円が支出されている点に関して、成果報告書によると、令和4年度における「きんたくん健幸体操」の実施状況について、会場数は7カ所増の45カ所、参加者数が94人増の780人とそれぞれ増加しているが、コロナ禍の影響を含め、その活動状況の詳細について伺いたい。

答 新型コロナの影響により活動を休止していたグループについては、地域包括支援センターから声かけ等を行っているものの、未だ2グループが活動を再開できていない状況である。一方で、4年度以降は同センターのアプローチにより、4年度は7グループ、5年度では現段階で8グループが新たに立ち上がっている。

問 包括的支援事業の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業において、地域包括支援センター運營業務委託料として1億7175万1000円が支出されている点について、成果報告書によると、令和4年度は市立総合医療センター内にもランチを開設したと記されているが、その効果について伺いたい。

答 ブランチについて、総合医療センターの開院と合わせて4年9月1日に開設し、7カ月間の相談件数は46件と少数であるものの、相談内容は多岐にわたっており、その中でも介護や療養に関する相談等が多い状況である。また、ランチは川西地域包括支援センターの管轄となるが、幅広い地域からの相談者がいることから、その相談内容に関して、各地域包括支援センターにつなぎ、支援が途切れることがないよう連携を図っている。

問 同事業の生活支援体制整備事業において、(仮称)川西市社会資源管理システム運用業務委託料として242万円が支出されている点について、成果報告書によると、福祉と医療の総合情報サイト「かわにしサポートナビ」の登録情報は約1560件で、月間平均ページビューは約7000件で推移していると記されているが、これらの状況に対

する市の評価を伺いたい。

答 「かわにしサポートナビ」については、令和4年3月から運用を開始しており、登録に関して、第1層及び第2層生活支援コーディネーターなどと協力して市民に使いやすい情報提供を行えているものと評価している。また、当該情報サイトは、市民向けサイト及び関係者用サイトの2層構造となっているが、関係者用サイトについて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターなどの利用率が高いことから、事業等に活用していただいている状況と考えている。

なお、ページビューについて、システム運用会社によると、各自治体によって掲載情報が異なるため一概には言えないものの、月間7000件以上で推移している点について高水準と認識している。

問 請求資料において、県認可の施設サービス及び特定施設入居者生活介護並びに市認可の地域密着型サービスの介護施設数、定員数及び入所者数が記されている点に関し、これら施設に対する実地指導等の状況や、各施設に寄せられた苦情等の対応状況を伺いたい。

答 令和4年度の実地指導については、介護保険サービス施設について県と合同で22件、市が指定している地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所へ7件実施しており、今後も事業所の指定期間に1度以上は実施できるよう取り組んでいきたいと考えている。

事業所が提供するサービスに対する苦情や相談等は日々寄せられているが、一つ一つ丁寧に聞き取りを行い、必要に応じて、口頭指導の実施や実地指導の早期実施など、事案の内容に応じて適切に対応しているところである。

特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

4. 認定第8号 令和4年度川西市用地先行取得事業特別会計決算認定について

令和4年度決算の概要

歳入決算額	5億6209万3349円
歳出決算額	5億6200万6082円
歳入歳出差引残額	8万7267円
翌年度へ繰り越すべき財源	8万7267円
実質収支額	0円

質疑の概要

(1) 歳入

問 令和4年度事業実績として、「火打1丁目1207番の一部」を3カ所貸し付けていると成果報告書に記載があり、それぞれの貸付金額を面積で割り戻すと、金額に差違が生じていることから、その算定方法を伺いたい。

答 単純に割り戻した金額に差異が生じている理由については、それぞれの貸付期間が異なることから貸付金額に差異が生じていることによるものである。

なお、貸付金額の算定方法としては、通常は鑑定をとるものの、短期の貸し付けについては職員が計算を行っており、最寄の相続税路線価を0.8で割り戻した実勢価格に、行政財産使用料徴収条例にのっとり1000分の40を乗じて算出しているところである。

(2) 歳出

問 成果報告書によると、本会計の今後の方向性、見通しとして「未だ公社が保有する土地は、事業化などの有効活用が困難な土地が残っているが、公社の債務増大を抑制するためにも、機会をとらえて買戻しを行っていく」と記載がある点に関して、公社が保有する土地の件数や簿価について伺いたい。

また、土地開発公社経営健全化の推進等を目的として設置された本特別会計としての、これまでの総括と今後について伺いたい。

答 公社が保有する土地については、4年度決算において、12件で面積は約9万平方メートル、簿価約22億円となっており、市としても整理をしていきたいと考えている。この点について、その年々における財政状況との兼ね合いもあるものの、令和5年度予算では2件の買戻しを想定するなど、今後その健全化に向けて計画的に取り組んでいきたいと考えている。

特記事項

請求資料あり（1. 土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについて ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）